

徳島県告示第三百七十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和元年九月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 解除に係る保安林の所在場所

- 三好郡東みよし町加茂九八一の二・九八二の二・九八三の二・一〇八七・一〇八八の二・一〇八九の一・一〇九〇の一六・一〇九一の二・一〇九二の三・一〇九三の三・一〇九四の四・一〇九五の四・一〇九六の四・一〇九七の四・一〇九八の八・一〇九八の一〇・一〇九九の四・一〇九九の五・一一〇二の三・一一〇三の三・一一〇五の三・一一〇六の三・一一〇七の三・一一〇八の二・一一〇九の二・一一一〇の二・一一一一の二（以上二十七筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため